

# 人を救う「情報モラル」教育

埼玉県立大井高等学校 主幹教諭  
白石 紳一

## 1. 人間教育としての情報モラル教育

2008年(平成20年)3月に公示された小学校及び中学校の学習指導要領の総則には、「情報モラル」の言葉が入った<sup>1,2)</sup>。小学校・中学校ともに、「各教科等の指導に当たっては～中略～情報モラルを身に付け…」と各教科等で指導することが示されている。「情報モラル」は、年代と共に扱い方や概念が変化している<sup>3)</sup>。かつては、ネット上でのマナーやエチケットを「情報モラル」と捉えたこともあるが、現在はそれだけでは対応しきれない。情報化社会の進展と共に、子どもたちも社会も変化してきているからである。「情報モラル」について、本稿では主に、ITに関して、人の痛みや苦しみを感じ、どうしたら良いかを考える内容を扱いたい。「情報モラル」については、今後道德教育や総合学習・各教科と関連して推進しなくてはならない。

それは、学習指導要領に記載されたからという理由だけではない。現在の子どもたちの実態を見てみると、学校裏サイト等による「いじめ」や「誹謗・中傷」を気楽な気持ちで行ってしまっていると思える場合が多いからである。残念ながら加害を加えている生徒たちは、被害にあっている当人の痛み等を、まったく感じていないようである。ここに、大きな落とし穴がある。本稿では、個人を守る「情報モラル」について考えたい。

2009年2月26日、衝撃的なニュースが流され

た<sup>4)</sup>。NHKによると、「札幌市の高校生が、同級生を殺害する目的で自宅で爆弾を作ろうとしていたとして、殺人予備の疑いで警察に逮捕」という内容だった。インターネットで爆弾の作り方を学習したということだが、「情報モラルという前に、これは人間のモラルの問題である。

実は「情報モラル」というと、イメージとしてコンピュータやインターネットに関連したモラルについての話であると矮小化されがちであるが、根っここのところ人間としての生き方や姿勢の問題とつながっている。したがって、教える際にも、道德の部分ときちんとつながらないと、「情報モラル」の教育も決してうまくいかないと思える。基本的に、「情報モラル」は道德の問題と捉えるべきであり、教育の姿勢についても、単なる教科教育という枠を超えて、人間教育として行う必要があるのではないだろうか。

## 2. ネットいじめの事例と対応

現在、「情報モラル」教育としてどのような実践が行われているのだろうか。図1は、埼玉県の「彩の国 県立学校間ネットワーク」にある「情報モラル」教育のメニュー画面である<sup>5)</sup>。ほぼ現在行われている「情報モラル」教育全般について、網羅している。さらに詳しく見ると、「情報モラル研修教材2005」では、「インターネット社会のよりよいコミュニケーションづくり」で、より良い人

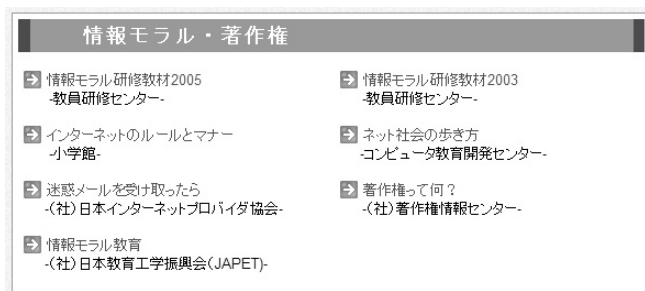


図1 彩の国 県立学校間ネットワークの「情報モラル」メニュー

間作りの教材等は用意してあるが、ネットいじめ等に対応した教材はまだ無い。学校現場には、様々な問題が発生しているが、現在教科「情報」で取り組むべき緊急の問題は、学校裏サイトでのネットいじめの問題であると思う。問題は、教師の気付かぬうちに進行し、事態は急激に悪化する。これが、学校裏サイトの特徴である。

事態が急激に悪化するというのは、インターネット上ではよく起こる。携帯電話やインターネットで加害者達が被害者の誹謗中傷を学校裏サイトに書き込んだり読んだりしている間に、その内容が勝手に一人歩きして急激に暴走してしまう。本人たちが我を忘れて、暴走することもあれば、他人が介入して拡大暴走するケースもある。こうした場合、被害者が自殺に追い込まれてしまう最悪のケースに結びつく。加害者が、「まさか、自殺するとは」と後になって後悔しても遅いのである。仮に自殺という事態に至らなくても、人を傷つけるということは、自分を傷つけることでもある。生徒の心に呼びかけて、こうしたことを理解できるように指導することが大切であると思う。

最近では、携帯電話の問題が表面化したために、携帯電話を子どもに持たせないという方策が目立ってきた。実際に、携帯電話の禁止が行われている地方もある。しかし、携帯電話がなくてもインターネット上で同様のサイトは、いくらかでも発生しうる。現代の日本社会における問題の本質は、携帯電話ではなく社会の中に発達した情報と各個人との関係にあるのである。携帯電話自体がなくなったとしても、「情報モラル」という心の問題の重要性は、いささかも減少しない。「情報モラル」教育は、被害者を救うだけではない。加害者をも救うのである。少なくとも教師は、そうした気概で教育に当たらなければ、子どもたちの心を揺さぶり、実のある「情報モラル」教育を実践することはできないと思うのである。

以下、最近起こった現場での事例を元に、ネットいじめの問題についての対応を考察したい。

学校裏サイトができて、加害者が被害者の気持ちを感じにくくなっている事例

A君B君C君は、高校2年生で、同じクラス、同じ部活に所属していた。もともと3人は仲が良

かったが、最近A君は、たびたび部活動に遅刻するようになっていた。

B君は、最初部活動の遅刻について、A君に注意していたが、一向に改善しないため、A君の悪口を携帯サイトに書き込むようになっていった。

B君の言っていること

「A君は、嘘をつくので信用できない。それに、クラスの外でクラスの皆の悪口を言うようになったから、書かれても仕方が無いんだよ。そのことについてだって、謝っていないから許せない。事実を書かれても仕方が無い。」

A君の言っていること

「B君は、ひどい。僕のことをめちゃくちゃに悪く言う。それに、クラスの皆はB君の味方で、僕はクラスに居場所がないんだ。他のクラスの友達も、僕の気持ちを分かってくれる。」

C君の言っていること

「B君は、悪くない。A君は、みんなが声をかけてあげたのに、無視したんだ。前のクラスの仲良しの所で、クラスの皆の悪口も言ってるしね。みんなA君には、きれているよ」

本事例は、個人情報などが、分からぬように少しずつ内容を改変して組み合わせられています。

本事例のようなケースは、解決が難しい。加害者側は、自分たちは悪くないと思っている。しかも、ネット上の情報は、本人たちの意図を離れて暴走すること等は、まったく予感できていない。加害者側のB君C君らは、自分たちの思いを自分たちだけで、気軽に言い合っているだけであるという意識だろう。「A君が少し気の毒だな」と感じる程度では、B君の書き込みはなくなる。

このような事例に対しては、どのように対応したらよいだろうか。実際に起こった場合の対応策と、現在の高校生に対する「情報モラル」教育の2つに分けてまとめた。

(1) このような事実が、判明した場合の対応策  
担任の立場で、こうしたことが判明した場合、直ちにすべきことは、被害者の救済である。A君

や保護者に連絡をとり、担任が徹底的にA君の味方になることを宣言し、その後の対策を考えることを示すことである。また、対策を行う場合には、A君に相談をすると良い。A君なりの友達の把握の仕方もよりよい対策の取り方の参考になる。担任が、A君の心の支えになることから教室内のA君の居場所を作ることが大切である。

A君は、子どもたち同士の論理では、既に悪者として扱われてしまっているのです、クラス内での救済は難しくなっている。うかつに、クラス内での話し合いに持っていかないことである。いきなり話し合いに持っていくと、さらに他の子どもたちの非難が、A君に集中しかねない。こうしたことでA君を傷つければ、事態は一層悪化することになる。担任としてできることは、以下の方策であろう。

#### 他の事例を紹介する

A君のことに触れずに、ネットいじめの例について説明する。ネットいじめは、犯罪行為であり、場合によっては、警察に逮捕されることもあることを明確に示す。

ただし、こうした指導は正攻法であるが、生徒の反発を招くことがありうることに注意する必要がある。心の底では、A君が悪いと思っている時には、こうした指導が生徒たちの心に届かないこともよくあることである。

#### 生徒指導として処分する

B君C君らは、他の生徒を傷つけているわけで、生徒懲戒の対象である。具体的に殴ったりけったりしているわけではないが、言葉の暴力でA君を苦しめている事変わりがない。教室内で具体的な証拠が見えないだけである。学校裏サイトには、存在している。学年主任や、生徒指導主任と相談し、懲戒の対象とする。これも、加害者側の生徒が明確に自分たちの問題点を認識できるように十分に説明することが大切である。生徒たちの論理を飛び越えて、学校が組織として毅然とした態度で臨むことで、悪い流れに楔を打つのが目的である。

教師の立場としては、こうした対策で加害者の生徒を守っているという姿勢で指導することが大切であると思う。単なる善悪ではなく、人の立場

を思いやりながら行動の意味を理解させなければならぬ。そうでないと、加害者側の生徒も処分を受け入れがたくなるのではないかと思う。

#### クラス内でA君を支えられるサポータを作る

クラス内の人間関係を検討して、A君の仲間として、サポータとなれる生徒を作る。問題点や課題を整理して、何かあったとき及び普段、A君を支えられる生徒がいた場合は、相談して協力を依頼する。これは、クラス内に必ずしも適切な生徒が居ないことも考えられるので、状況に応じて対応することである。また相談して、本人が応じない場合には、無理強いしないことである。

#### サイトの閉鎖

加害者側が、問題点に納得したらサイトの閉鎖をさせる必要がある。本人たちで出来れば、自主的に閉鎖させる。場合によっては、サイトの管理者に依頼して閉鎖することもありうる。管理者が閉鎖に応じない場合は、警察にも相談することも考えられる。

#### クラスにおける人間関係の修復

様々な対策を実施し、担任として生徒に問題点の認識を十分にさせることができたなら、人間関係の修復や、逆に人間関係の分離を行い、加害者が逆に被害者になったり、A君がクラス内で孤立したりしないように工夫する必要がある。

できれば、人としての生き方、人に対する考え方について、納得がいくまで話し合いが出来れば、子供たち同士も事件をきっかけに前向きに成長することが可能になる。

## (2)「情報モラル」教育での指導案

本事例のようなケースでは、加害者が最悪の結果予測と、被害者の気持ちを理解することができなければ、問題解決はできない。教師の立場から、「情報モラル」教育を行う上で最も大切なことは、「思いやり」を軸に指導することであると思う<sup>6)</sup>。教師として、こうした行為が、実は犯罪行為と表裏一体であり、被害者の気持ちが分かればやめられることを信念に、毅然とした態度で授業を行うことが大切である。ただ、加害者は、被害者の気持ちを簡単には、分かり得ない。情報の書き手と読み手では、情報の捉え方にギャップが起こる。しかし、書き手側には、このギャップを感じ得な

いことが多いのである。さらに、ネット上の情報は暴走をする。原因は、様々だろうが暴走を始めると止めようが無い。そこで、ロールプレイやディベートなどの体験的な授業が有効であると思う。

情報の「情報モラル」の授業では常に、被害者に対する思いやりの気持ちを込めながら、次の3つの指導が有効であると思う。

情報が暴走することを疑似体験する。

学校裏サイトに限らず、掲示板で突然情報が独り歩きを始め、多くの人を巻き込んで、止めようがなくなってしまう例がある。こうした過去の例を教材にし、時系列(シミュレーション形式)で学習する。生徒に最初に認識させる目標は、気軽な気持ちで書き込んだ内容が、後で大変な結果を招いていることである。次に認識させる目標は、ちょっとしたきっかけで暴走が起ることである。最後は、班単位の話し合いで被害者の気持ちを確認し合わせると、学習は確実になる。

メール等の情報は、気持ちの行き違いがあることを実例から学ぶ。

生徒同士のメールのやりとりの実例を通して、メールや掲示板等では思い違いが起りやすいことを確認する。対策としては、直接会って内容の確認をしたり、電話で確認すれば解消することを学ぶ。メールによる気持ちの行き違いは、ICTの主要なテーマの一つである。

3対1のロールプレイディベートで被害者体験をする。

被害者の気持ちになれと言っても、なかなかそうならないのが実態である。そこで、3対1のロールプレイによるディベートを行う。1は被害者で、理由無くいつも部活に遅刻をしてくる生徒役。3のうち一人は、部長役。どうしても、遅刻をやめさせたい。一人は正義の判定役。間違いは、正さないと気がすまない。一人は、部長の味方。部のために、部長を助ける。

ディベートの設定は、被害者が見えすいた嘘について言い訳をする場面から始める。3対1で、被害者は、どんなに強い言い訳を言っても、負けてしまう。大切なことは、非難するだけでは、物事は解決しない。人を傷つけることがどんなに嫌なことであるのかを実感すること。そして、皆で

協力して問題の解決をはかろうという気持ちを芽生えさせることである。生徒が気づく授業ができれば一番であるが、授業の注意点は、ディベートでは、相手の顔が見えるが、掲示板では相手の顔が見えなく、被害者の気持ちが分かりにくいことも生徒に説明するようにしたい。

### 3. 今後の情報モラル教育

今後の「情報モラル」教育は、情報社会の変化に伴って、一層即時性を求められるであろう。情報機器の発達に伴い、従来考えられなかった新たな状況や問題が突然生まれることもあると思う。しかし、教育の現場においては、正確な状況分析や因果関係の把握はもちろんだが、教育の本質をつかんで指導の道筋をつけることが大切であると思う。そうすればどのような予測不可能な事態であっても、指導方法を発想できるし、適切な対応もできるはずである。

インターネットは、大衆化により自由の弊害が生じていると言われている。現在は次第にルールが確立されてきているが、道徳教育に比べ情報教育ではマナーとエチケットが曖昧である<sup>7)</sup>。より緻密で適切な指導を行うためには、「情報モラル」においても、マナーやエチケット等について整理して、指導の体系化を図っていく必要があるだろう。

#### 参考文献

- 1) 文部科学省「小学校学習指導要領」2008年3月告示, 第1章 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2.(9)
- 2) 文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月告示, 第1章 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 2.(10)
- 3) 中村祐治編集代表『日常の授業で学ぶ情報モラル』教育出版, 2007年, pp4, 5, 9, 10
- 4) NHKニュース「殺人の爆弾作りで高校生逮捕」2009年2月26日, <http://www3.nhk.or.jp/news/> (アクセス日2009年2月27日)
- 5) 彩の国 県立学校間ネットワーク, <http://www.spec.ed.jp/> (アクセス日2009年2月19日)
- 6) 加納寛子編著『実践情報モラル教育』北大路書房, 2005年, p80
- 7) 中村祐治編集代表『日常の授業で学ぶ情報モラル』教育出版, 2007年, p4